

通所型サービス料金表

① 基本料金

利用した場合の基本利用料は以下のとおりです。利用者負担額は、介護保険負担割合証の記載のとおりです。

給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

区分	基本料金	利用者負担額(1割負担の場合)
事業対象者・要支援1（週1回）	1月につき17,980円	1月につき 1,798円
要支援2（週2回）	1月につき36,210円	1月につき 3,621円

② 加算

加算名	加算の要件	単位数	利用料金（1割負担の場合）
介護職員等処遇改善加算Ⅰイ	一定数以上の介護福祉士を配置し、介護職員の賃金の改善等を実施し、かつ職場環境等要件を満たした上で都道府県に届け出た場合。	ひと月の利用単位数の11.7%に相当する単位数×10円	左記の1割
介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	介護職員等処遇改善加算Ⅰイに加え、生産性向上や協働に関わる取組を行っている場合。	ひと月の利用単位数の12.7%に相当する単位数×10円	左記の1割
介護職員等処遇改善加算Ⅱイ	介護職員の賃金の改善等を実施し、かつ職場環境等要件を満たした上で市町村長もしくは都道府県知事に届け出た場合。	ひと月の利用単位数の11.5%に相当する単位数×10円	左記の1割
介護職員等処遇改善加算Ⅱロ	介護職員等処遇改善加算Ⅱイに加え、生産性向上や協働に関わる取組を行っている場合。	ひと月の利用単位数の12.5%に相当する単位数×10円	左記の1割
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長もしくは都道府県知事に届け出た場合。（昇給の仕組みを整備）	ひと月の利用単位数の10.5%に相当する単位数×10円	左記の1割
介護職員等処遇改善加算Ⅳ	介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長もしくは都道府県知事に届け出た場合。	ひと月の利用単位数の8.9%に相当する単位数×10円	左記の1割

生活機能向上グループ活動加算	日常生活における共通の課題を持つ利用者に対し、生活機能の向上を目的としたグループ活動を実施した場合	100単位／月
----------------	---	---------

③ サービス提供体制強化加算

● 要支援1

区分	加算の要件	単位数	1割負担
サービス提供体制強化加算Ⅰ	体制及び人員要件を満たす場合	88単位	88円
サービス提供体制強化加算Ⅱ		72単位	72円
サービス提供体制強化加算Ⅲ		24単位	24円

● 要支援2

区分	加算の要件	単位数	1割負担
サービス提供体制強化加算Ⅰ	体制及び人員要件を満たす場合	176単位	176円
サービス提供体制強化加算Ⅱ		144単位	144円
サービス提供体制強化加算Ⅲ		48単位	48円

④ その他の加算・減算

加算・減算名	加算の要件	単位数	1割負担
科学的介護推進体制加算(LIFE)	利用者ごとの身体状況、栄養状態、口腔機能、認知症の状況など心身の状況に係る基本的な情報をLIFEシステムに3か月に1回登録。	1月につき 400円	40円
送迎減算	片道につき	-47	-470円

⑤ その他の費用

お茶代	1日	100円
おむつ代	1枚	100円
学習療法：希望の方	月額	2,800円
当日キャンセル代	1回	1,000円
地域を越えて行う送迎	1回	100円／km